

株式会社 京都銀行

京都市下京区扇丸通松原上る  
郵便番号600-8652

## 投資信託の取り扱い商品がさらに充実！

5月12日（月）より1銘柄追加、お客様の選択肢が広がります

京都銀行(頭取 柏原 康夫)では、多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えするため、今般、投資信託の取り扱い商品を1銘柄追加しますのでお知らせいたします。

これにより投資信託の取り扱い商品は44銘柄となり、お客様の選択の幅は一段と広がります。京都銀行では、お客様の資産運用ニーズに合わせた投資信託の品揃えを充実させ、今後とも引き続きお客様にご満足いただける商品やサービスの充実に努めてまいります。

なお、投資信託は預金ではありませんので、元本保証等はありません。詳しい商品内容等は窓口でお問い合わせください。

### 記

#### 1. 新たに販売する商品

ファンド名	商品分類	運用会社
中央三井条件付元本確保型ファンド08-05 <愛称> グリーンベルト 08-05	単位型株式投資信託 バランス型	中央三井アセットマネジメント

#### 2. 取扱開始日

平成20年5月12日（月）から

< 投資信託に関するご注意事項について >

投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（目論見書）等により必ず内容を十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（目論見書）等は、京都銀行の本支店等にご用意しております。

投資信託は、預金ではありません。

銀行で取り扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券（外国証券については為替変動リスクもあります）等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

投資信託には、買付時のお申込手数料（申込金額に対し最高 3.15% <税込>）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最高 0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最高年率 2.10% <税込>）、監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料（1万口あたり最高 105 円 <税込>）が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（目論見書）等によりご確認ください。

これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご換金の申込受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（償還）されることがあります。

京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社）が行います。

この資料は、京都銀行が作成したものです。

商 号：株式会社京都銀行（登録金融機関）

登録番号：近畿財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

以 上